

令和6年度 第1回朝倉市地域公共交通活性化協議会

日時 令和6年6月26日(水)14:30～

場所 ピーポート甘木 第2学習室

(次 第)

1. 開 会

2. あいさつ

3. 地域公共交通活性化協議会規則改正及び協議会のあり方について (P.2～7)

4. 委嘱状交付及び役員選任等について

5. 議 事

(1) 報告事項

①令和5年度事業報告について (P.8)

②令和5年度コミュニティバス運行実績について (P.9～11)

③西鉄バス小石原線・宝珠山線(路線バス)の廃止及び
福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会(朝倉地区協議会)の報告について

④コミュニティバス(あいのりタクシーを含む)の運賃等の報告について(P.12)

(2) 協議事項

①令和5年度決算認定について(P.13～14) ※監査報告

②令和6年度予算(案)について(P.15)

③朝倉市地域公共交通計画(生活交通確保維持改善計画)の策定について(P.16～21)

(3) その他

①年間スケジュールについて

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
6/26(本日)	R6. 8月	R6. 10月	R6.12月	R7. 1月
・計画等承認	・循環線の見直し	・循環線の見直し	・循環線の見直し	・事業評価等

②東峰村からの報告

6. その他

(1) 次回日程 令和6年8月頃を予定(会場未定)

7. 閉 会

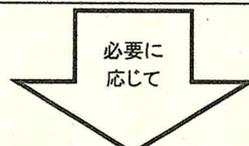
朝倉市地域公共交通活性化協議会 名簿

(R6.6現在)

No	氏名	所属団体等	選出区分	任期	備考
1	小森 正道	朝倉市区会長理事会	朝倉市区会長理事会	R6.6.1~R8.5.31	新任
2	江藤 賢三	朝倉市区会長理事会	朝倉市区会長理事会	R6.6.1~R7.5.31	交代
3	溝田 浩	朝倉市区会長理事会	朝倉市区会長理事会	R6.6.1~R7.5.31	交代
4	床嶋 春樹	朝倉市コミュニティ協議会会長会	朝倉市コミュニティ協議会会長会	R6.6.1~R7.5.31	交代
5	原野 晶子	シニアクラブ連合会	公共的団体等	R6.6.1~R8.5.31	再任
6	末竹 幹男	社会福祉協議会	公共的団体等	R5.6.1~R7.5.31	
7	友岡 重久	身体障がい者福祉協会	公共的団体等	R5.6.1~R7.5.31	
8	上野 孝徳	甘木鉄道(株)	公共交通事業者	R6.6.1~R8.5.31	再任
9	池田 舞	西日本鉄道(株)	公共交通事業者	R6.6.1~R8.5.31	新任
10	下川 裕二	西鉄バス久留米(株)	公共交通事業者	R6.6.1~R8.5.31	再任
11	池野 栄次	(株)甘木観光バス	公共交通事業者	R6.6.1~R8.5.31	再任
12	矢野 正洋	矢野タクシー(株)	公共交通事業者	R6.6.1~R8.5.31	再任
13	村岡 智継	ひまわりタクシー(有)	公共交通事業者	R6.6.1~R8.5.31	新任
14	飯田 宏二	安全タクシー(株)	公共交通事業者	R5.6.1~R7.5.31	
15	生野 雄二	バス運転手組織	公共交通事業者	R5.6.1~R7.5.31	
16	栗山 隆巳	朝倉警察署交通課長	公安委員会(朝倉警察署)	R6.6.1~R8.5.31	新任
17	中島 慎太郎	福岡県朝倉県土整備事務所 地域整備主幹	道路管理者(県土整備事務所)	R6.6.1~R8.5.31	新任
18	三重野 直美	企画・地域振興部交通政策課	福岡県	R6.6.1~R7.5.31	交代
19	佐々木 哲治	朝倉市	朝倉市	R6.6.1~R8.5.31	再任
20	井上 信昭	元 福岡大学工学部教授	学識経験者	R6.6.1~R8.5.31	再任
21	古賀 秀策	九州運輸局福岡支局	福岡運輸支局長又はその指名する者	R6.6.1~R8.5.31	新任

朝倉市における公共交通に関する組織図

決 定 機 関
朝倉市地域公共交通活性化協議会 21名以内
《根拠法令》 道路運送法施行規則 第9条の3
《根拠法》 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第6条
《所掌事務》
(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項 (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) 生活交通のあり方一般に関する事項 (4) 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱第2条第1項に規定する生活交通確保維持改善計画又は第2条2項に規定する地域公共交通確保維持改善事業に関する事項 (5) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる事項 (6) 活性化再生法第5条に規定する地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項 (7) 交通計画に定められた事業の実施に関する事項 (8) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項
※1 沿線地域の実情に応じた乗合運送サービスの形態や水準等について、具体的な内容(コース、運賃、便数など)を決定する。
※2 協議会は、市民生活に必要な交通手段の確保・維持・改善を図るための計画「地域公共交通計画」策定に関する協議、実施に係る連絡調整、及び将来的に持続可能な公共交通体系について協議する。市民代表者、交通事業者、行政、関係機関等で構成する。



協 議 機 関	
<p style="text-align: center;">【幹事会】…規則第8条</p> <p>次に掲げる事項を協議・調整をするため、必要に応じ幹事会を設置する。</p> <p>(1) バス路線の廃止の申し出に対する対応 (2) 既に実施している地域の需要に即した乗合運送サービス事業で、事業計画(ただし、大規模な休廃止等を除く。)の変更その他必要と認められる措置の変更 (3) その他協議会の運営に必要な事項</p> <p>○幹事会の委員 ・市民又は利用者の代表 ・一般乗合・乗用旅客自動車運送事業者 ・朝倉市長又はその指名する者</p>	<p style="text-align: center;">【運賃協議分科会】…規則第9条</p> <p>乗合旅客運送の運賃等に関する事項について協議するため、必要に応じ、運賃協議分科会を設置する。</p> <p>○運賃協議分科会の委員 ・市民又は利用者の代表 ・一般乗合・乗用旅客自動車運送事業者(当該協議する運賃等に関する事業者に限る。) ・国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者 ・朝倉市長又はその指名する者</p>

【事務局】 朝倉市 総務部防災交通課 交通対策係

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2概要

法第9条第4項の協議が調つたときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調つているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

朝倉市地域公共交通活性化協議会~~(交通会議)~~設置規則

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。)の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進等を図るために、朝倉市地域公共交通活性化協議会~~(交通会議)~~(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議・調整を行う。

(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃に関する事項

(2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

(3) 生活交通のあり方一般に関する事項

(4) 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「国要綱」という。)第2条第1項に規定する生活交通確保維持改善計画又は国要綱第2条第2項に規定する地域公共交通確保維持事業に関する事項

(5) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる事項

(6) 活性化再生法第5条に規定する地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の策定及び変更に関する事項

(7) 交通計画に定められた事業の実施に関する事項

(8) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市民又は利用者の代表

(2) 一般乗合・乗用旅客自動車運送事業者

(3) 一般乗合・乗用旅客自動車運送事業者の運転手の代表

(4) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者

(5) 公安委員会又は交通管理者

(6) 道路管理者

(7) 朝倉市長又はその指名する者

(8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

3 特別の事項を協議・調整するため必要があるときには、協議会に臨時委員を

置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する協議・調整が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の数及び選任)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 1人

2 会長は、第3条第2項第7号に規定する委員をもって充てる。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 監事は、委員の中から会長が指名する。

5 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、協議会の会計監査を行う。

4 監事は、会計監査の結果を協議会に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長又は会長が指名した者がその議長となる。

2 会議は、議事に関係のある委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

4 前3項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第8条 協議会は、次に掲げる事項を協議・調整するため、必要に応じ、幹事会を設置する。

(1) バス路線の廃止の申し出に対する対応

(2) 既に実施している地域の需要に即した乗合運送サービス事業で、事業

計画（ただし、大規模な休廃止等を除く。）の変更その他必要と認められる措置の変更

(3) その他協議会の運営に必要な事項

- 2 幹事会は、複数設置することができる。
- 3 幹事会の委員は、次に掲げるもののうちから会長が指名する。
 - (1) 市民又は利用者の代表
 - (2) 一般乗合・乗用旅客自動車運送事業者
 - (3) 朝倉市長又はその指名する者
- 4 幹事会の代表は、幹事会の委員の互選によりこれを定める。
- 5 幹事会の代表が必要と認めた場合は、第3項に定める者以外の出席を求めることができる。この場合の出席者の取扱いについては、第3条に規定する臨時委員の規定を準用する。
- 6 幹事会の協議・調整結果は、第1項第1号及び第2号に定める事項については、協議会の協議・調整結果とすることができる。
- 7 幹事会の代表は、幹事会の会議の内容を協議会に報告するものとする。
- 8 前条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「幹事会」と、「議事に関係のある委員及び臨時委員」とあるのは「幹事会の委員及び第5項の出席者」と読み替えるものとする。

(運賃協議分科会)

第9条 協議会は、乗合旅客運送の運賃等に関する事項について協議するため、必要に応じ、法第9条第4項に規定する協議組織として運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

- 2 分科会の委員は、第3条第2項第1号、第2号（当該協議する運賃等に関する事業者に限る。）、第4号及び第7号に掲げる者のうちから会長が指名する。
- 3 分科会の代表は、第3条第2項第7号に規定する委員をもって充てる。
- 4 分科会の代表は、分科会の会議の内容を協議会に報告するものとする。
- 5 第7条の規定は、分科会において準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「分科会」と、「議事に関係のある委員及び臨時委員」とあるのは「分科会の委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9-10条 協議会、及び幹事会及び分科会の庶務は、防災交通課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第10-11条 協議会、及び幹事会及び分科会において協議が整った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会議の公開)

第~~1-1~~12条 会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

(経費及び財務)

第~~1-2~~13条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てるものとする。

2 協議会の開催に係る経費は、朝倉市において負担する。

3 その他協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委員の報酬及び費用弁償)

第~~1-3~~14条 委員の報酬及び費用弁償は、朝倉市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年朝倉市条例第49号)に定めるところによる。

(協議会が解散した場合の措置)

第~~1-4~~15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第~~1-5~~16条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

(1) 報告事項 ①令和5年度事業報告について

令和5年度事業報告について

1. 協議会等開催状況

期 日	会 議 名	内 容
令和5年 6月26日	第1回協議会	＊委嘱辞令の交付、協議会副会長・監事の選任 [報告事項] (1) 令和4年度事業報告について (2) 令和4年度コミュニティバス運行実績について [協議事項] (1) 令和4年度決算認定について (2) 令和5年度予算(案)について (3) 生活交通確保維持改善計画の策定について (4) あいのりSB時刻表の変更(案)について (5) その他
9月29日	第2回協議会	[協議事項] (1) あいのりタクシー等の運行(案)について (2) コミュニティバス車両更新について
12月21日	第3回協議会	[報告事項] (1) あいのりタクシー馬田線、福城線について [協議事項] (1) 杷木地域の公共交通について (2) 高木地区の公共交通について
令和6年 2月5日	第4回協議会	[報告事項] (1) 西鉄バス小石原・宝珠山線(路線バス)の廃止について (2) 福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会(朝倉地区協議会)の報告について [協議事項] (1) 杷木地域の公共交通について (2) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

2. コミュニティバスなどの運行状況

本協議会では、市内 10 路線のコミュニティバスと市街地循環バス路線の運行様態について協議を行っており、令和5年度は次のことを行いました。

- (1) あいのりタクシー馬田線、福城線について、運行业務委託事業者を市内に本社または営業所のある4社(矢野タクシー様、ひまわりタクシー様、甘木観光バス様、安全タクシー様)による入札で決定し、令和5年度と同じ運行内容で2年間の事業を行うことを報告しました。
- (2) 高木地区の公共交通について、現在運行しているあいのりタクシー黒川線とあいのりスクールバスから高木地区全体で一つの路線とし、予約に応じて運行する地元主導の自家用有償運送へ見直し、令和6年4月より実証運行することを決定しました。
- (3) 杷木地域の公共交通について、現在運行している杷木西部のあいのりタクシー黒川線と東部を運行する杷木東部線に分かれていた路線を統合し、杷木地域を1つの運行エリアとし、予約に応じて運行する区域運行へ見直し、令和6年10月より実証運行することを決定しました。
- (4) 西鉄バス小石原・宝珠山線(路線バス)の令和6年9月末での廃止について、代替措置等の準備は整うため、路線廃止について了承することを県のブロック協議会に報告をすること決定しました。

(1) 報告事項 ②令和5年度コミュニティバス運行実績について

令和5年度コミュニティバス運行実績について

1 利用者数

コミュニティバスの総利用者数は前年度比0.3%減の17,631人、実利用者数(朝倉地域コミュニティバスを除く。)は、前年度比5.7%減の596人となっています。

路線別の増減は下記推移表のとおりです。増加した4路線のうち3路線は、実利用者数は大きく変動しませんでした。1人当たりの利用回数が増加し、総利用者数が増加しました。一方、5路線が減少しています。主な減少要因は、実利用者の減少と利用頻度が高かった利用者の利用頻度の低下による1人当たりの利用回数の減少が考えられます。

利用者数は全体的に減少傾向にあり、利用者の大半を占める高齢者の免許証保有率の上昇が起因していることも推測されます。

利用者の属性は、全体の約90%が65歳以上の高齢者で占められ、日常生活に必要な買い物や病院への通院、路線バスや鉄道へのアクセス手段として利用されています。

また、本協議会で運行様態を協議している路線バス「甘木市街地循環線」の利用者数は、前年度比9.7%増の14,756人です。

コミュニティバスと甘木市街地循環バスの年度別利用者数の推移

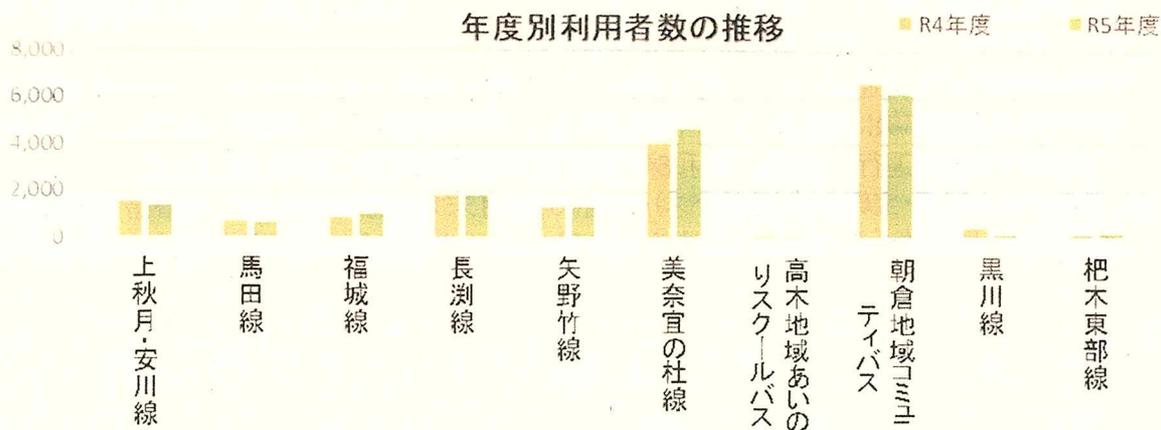
【単位:人】

路線名	R4年度	R5年度	前年比	増減率	1日平均
1 上秋月・安川線	1,546	1,411	-135	-8.7%	4.8
2 馬田線	730	671	-59	-8.1%	4.4
3 福城線	872	1,057	185	21.2%	7.4
4 長淵線	1,806	1,822	16	0.9%	6.2
5 矢野竹線	1,329	1,305	-24	-1.8%	4.4
6 美奈宜の杜線	4,079	4,697	618	15.2%	15.9
7 高木地域あいのリスクールバス	105	105	0	0.0%	0.4
8 朝倉地域コミュニティバス	6,583	6,148	-435	-6.6%	20.8
9 黒川線	451	198	-253	-56.1%	0.7
10 杷木東部線	181	217	36	19.9%	1.5
小計	17,682	17,631	-51	-0.3%	66.5
11 市街地循環線	13,452	14,756	1,304	9.7%	40.4
合計	31,134	32,387	1,253	4.0%	106.9

※高木地域あいのリスクールバス利用者数は、児童・生徒を除く。

※上秋月・安川線の利用者数は、臨時便(スクールバス対象児童の送迎のために運行した便)の利用者数を除く。

※1日平均 = 総利用者数 ÷ 計画運行日数



2 運行状況

運行形態の異なる高木地域あいのみスクールバスを除く9路線の平均運行率は47.5%で前年度より1.4%増加しています。路線別の運行率は、定時運行の朝倉地域コミュニティバスを除き、福城線(55.7%)、美奈宜の杜線(55.3%)が高く、逆に黒川線(7.8%)、杷木東部線(15.7%)が低くなっています。

1便当たりの平均乗車人数は、1.5人であり、相乗り率は横ばい傾向にあります。

便毎の運行率は、運行率70%以上の便が8便(全体比9.2%)ある反面、10%未満が27便(全体比31.0%)あり、運行本数が比較的多い矢野竹線と、全体的に運行率が低い黒川線、杷木東部線で多くみられます。

時間帯別では、路線によって若干異なるものの、全体的に8時から10時台の上り、11時から14時台の下りの便の運行率が高く、7時から8時台の下り、17時以降の上りの便が低くなっています。

コミュニティバスの運行率と平均乗車人数

【単位：%、人】

路線名	R4年度		R5年度		運行率増減
	運行率	平均人数	運行率	平均人数	
1 上秋月・安川線	42.8%	1.5	42.1%	1.4	-0.7%
2 馬田線	46.7%	1.3	40.0%	1.4	-6.7%
3 福城線	46.5%	1.6	55.7%	1.7	9.1%
4 長淵線	36.6%	1.3	39.5%	1.3	3.0%
5 矢野竹線	25.3%	1.4	24.2%	1.5	-1.1%
6 美奈宜の杜線	47.5%	1.9	55.3%	1.9	7.8%
8 朝倉地域コミュニティバス	88.8%	1.4	88.7%	1.3	-0.1%
9 黒川線	16.4%	1.2	7.8%	1.1	-8.6%
10 杷木東部線	12.9%	1.2	15.7%	1.2	2.8%
平均	46.1%	1.5	47.5%	1.5	1.4%

※高木地域あいのみスクールバスは、運行形態が他と異なるため、上記表から外す。

※朝倉地域コミュバスは定時定路線4便/日、デマンド1便/日

※平均人数=1便あたりの平均乗車人数=総利用者数÷実運行便数

運行率毎の便数

【単位：全体比 %】

路線名	90%以上		70%以上		40%以上		10%以上		10%未満		運行便数
	便数	全体比	便数	全体比	便数	全体比	便数	全体比	便数	全体比	
1 上秋月・安川線	0	0%	0	0%	5	63%	2	25%	1	13%	8
2 馬田線	0	0%	0	0%	3	38%	5	63%	0	0%	8
3 福城線	2	25%	1	13%	2	25%	3	38%	0	0%	8
4 長淵線	0	0%	2	17%	4	33%	5	42%	1	8%	12
5 矢野竹線	0	0%	0	0%	3	25%	3	25%	6	50%	12
6 美奈宜の杜線	2	13%	3	20%	6	40%	1	7%	3	20%	15
8 朝倉地域コミュニティバス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9 黒川線	0	0%	0	0%	0	0%	2	25%	6	75%	8
10 杷木東部線	0	0%	0	0%	0	0%	6	38%	10	63%	16
合計	2	2.3%	6	6.9%	23	26.4%	27	31.0%	27	31.0%	87

3 事業経費

令和5年度のコミュニティバスの運行経費は、総額58,206千円(高木地域あいのりスクールバス及び上秋月・安川線の臨時便を除く。)、前年度比12.9%増となっています。運行経費から運賃収入を差し引いた維持費(運行委託料)は56,084千円、前年度比13.2%増となっています。維持費の増加原因は、人件費や車両維持費の上昇等が考えられます。

路線に係る国庫補助金額は、4,787千円で前年比17.8%の減少となっています。維持費から国庫補助金を差し引いた最終的な市費は、51,297千円となり、昨年度より7,998千円の増となっています。

また、1人あたりの輸送経費は3,200円で、前年度比12.2%増となりました。

運賃収入を運行経費で除した収支率では、全ての路線で10%未満となっており、全体では3.6%で前年度比6.13%の減少となっています。

運行経費の推移

【単位:円】

路線名	R4年度	R5年度	前年比	前年比
1 上秋月・安川線	6,709,260	6,423,203	-286,057	-4.6%
2 馬田線	1,841,996	2,125,386	283,390	18.4%
3 福城線	2,349,356	3,165,712	816,356	43.6%
4 長淵線	6,097,637	6,653,999	556,362	9.0%
5 矢野竹線	5,220,891	6,216,130	995,239	20.4%
6 美奈宜の杜線	9,158,369	12,010,078	2,851,709	31.6%
8 朝倉地域コミュニティバス	14,959,285	17,109,485	2,150,200	14.4%
9 黒川線	4,877,028	3,694,777	-1,182,251	-21.4%
10 杷木東部線	486,320	807,433	321,113	215.2%
運行経費(A)	51,700,142	58,206,203	6,506,061	12.9%
運賃収入(B)	2,008,050	2,122,140	114,090	5.6%
維持費(C) = (A) - (B)	49,692,092	56,084,063	6,391,971	13.2%
国庫補助金額(D)	6,393,000	4,787,000	-1,606,000	-17.8%
市負担額(E) = (C) - (D)	43,299,092	51,297,063	7,997,971	20.3%
1便あたり経費(C) / 運行便数	4,197	4,715	518	12.3%
1人あたり経費(C) / 乗車人員	2,827	3,200	373	12.2%
1人あたり市負担額(E) / 乗車人員	2,463	2,927	464	18.7%

※高木地域あいのりスクールバスと市街地循環線は、事業形態や経費負担の方法が異なることから、算定から除く。

※国庫補助金は、該当路線の運行補助金のみを抽出

※R5収支率

3.65%

4 まとめ

市内全域でコミュニティバスの運行を開始した平成25年度以降、主な利用者層である高齢者の運転免許証保有率の上昇等を受け、また平成29年7月九州北部豪雨と令和2年以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響等で大きく減少しています。平成29年7月九州北部豪雨を受けた路線は、特に厳しい状況が続いています。公共交通に対する市民ニーズや環境が変化する中、コミュニティバスを将来に渡って持続可能な公共交通としていくためには、より多くの市民の方々に必要なライフラインとして認識して頂き、利用促進した上で、運行内容の改善を行っていく必要があります。あわせて、市の負担額は拡大し続けており、事業の効率化による維持費の抑制も課題です。

今後も、市民、交通事業者そして行政が協働で「朝倉市地域公共交通計画(平成27年3月策定)」等の方針に沿って、市民のコミュニティバス維持に対する意識づくりや利用しやすい運行内容の改善を図りつつ、事業の効率化に向け取り組んでいく必要があります。

(1) 報告事項 ④コミュニティバス（あいのりタクシーを含む）の運賃等の報告について

あいのりタクシー杷木エリア 事業計画書

(1) 事業の目的

将来的に持続可能な公共交通へ改善するため、杷木西部（あいのりタクシー黒川線）と東部（あいのりタクシー杷木東部線）に分かれている路線を統合し、杷木地域全域を1つの運行エリアとする。「杷木地域内を予約に応じて運行する区域運行」へ見直すことで、サービス水準の平準化と、幹線バスや高速バス等の広域的な生活交通へ結節するとともに、地域内の移動の利便性を向上させ、交通弱者に対する日常生活において必要不可欠な施設（公共施設、医療施設、商業施設等）への移動手段を確保・維持する。

(2) 現状

- ①路線バス「西鉄甘木幹線（杷木～甘木・二日市）」が運行
- ②路線バス「西鉄小石原線・宝珠山線（杷木～小石原・宝珠山）」が運行（令和6年9月末で廃止予定）
- ③デマンド交通「あいのりタクシー杷木東部線 杷木コース（杷木～穂坂・大山）、松末コース（杷木～乙石）」を運行
- ④デマンド交通「あいのりタクシー黒川線（杷木～久喜宮・志波・黒川）」を運行

(3) 今後の方向性

デマンド交通「あいのりタクシー杷木東部線」「あいのりタクシー黒川線」を見直し（廃止）、杷木地域内を予約に応じて運行する区域運行とする。

(4) 実証実験について

令和6年10月から令和7年9月までを実証実験期間とし、利用者数等調査し、導入可能性を調査する。

運行主体	公共交通活性化協議会・朝倉市
運行方法	道路運送法第4条による一般乗合旅客自動車運送事業
運行エリア	杷木地域
運行形態	区域内（杷木地域内）を予約に応じて運行する区域運行
運行日	月～金曜日の週5日 ※運休日は土日祝日・振替休日・年末年始(12月31日～1月3日)。
運行時間	8:00～17:00
運賃	運賃協議会にて決定予定
予約方法	1週間前～利用したい時間の1時間前までに電話で運行事業者へ予約【事前登録制】 ※初回のみ、利用者は、事前登録（氏名・住所・生年月日・電話番号・乗車場所）を行う。 ①利用者が運行事業者（受注者）に電話連絡する。 ②利用者等が乗車予定の7日前から乗車希望時間の1時間前までに「日時・乗降場所・氏名・人数等」を伝える。 ③利用者等は便の変更や取りやめが生じた場合は連絡する。
車両台数	運行事業者所有の5人乗り車両1台で運行する（定員の超過、予約の重複時に、車両に空きがある場合は予備車両1台まで運行） ※事業者所有の車両はタクシー事業との併用を認める。

(2) 協議事項 ①令和5年度決算認定について

令和5年度 朝倉市地域公共交通活性化協議会(交通会議)決算書(案)

(歳入)

(単位:円)

款	項	目	区分	予算	補正	決算	説明
1負担金	1負担金	1負担金		0	0	0	
2補助金	1補助金	1補助金	国補助金	6,684,000	0	6,484,000	令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統)
3繰越金	1繰越金	1繰越金		0	0	0	
4諸収入	1諸収入	1雑入		1,000	0	1	令和5年度 利息
合計				6,685,000	0	6,484,001	

(歳出)

(単位:円)

款	項	目	本年度の財源内訳			区分	予算	補正	決算	説明
			特定財源		一般財源					
			国県支出金	その他						
1運営費			0	0	0		0	0	0	
	1会議費	1会議費	0	0	0		0	0	0	
	2事務費	1事務費	0	0	0		0	0	0	
2事業費			0	0	0		0	0	0	
	1事業費	1事業費	0	0	0		0	0	0	
3一般会計繰出金			6,484,000	1	0		6,685,000	0	6,484,001	
	1一般会計繰出金	1一般会計繰出金	6,484,000	1	0	国補助金	6,685,000	0	6,484,001	国庫補助金を市へ納入
4事業費			0	0	0		0	0	0	
	1予備費	1予備費	0	0	0		0	0	0	
合計			6,484,000	1	0		6,685,000	0	6,484,001	

会計検査書

群馬県地域公共交通活性化協議会（交通協議）

代表取締役 長岡 達文 殿

令和5年度 自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

1. 歳入額 金 6,484,001円

2. 歳出額 金 6,484,001円

帳簿及び付属書類について検査を実施したところ、上記のとおり相違ない。

令和6年6月3日

群馬県地域公共交通活性化協議会（交通協議）

監査委員

長岡 達文 

(2) 協議事項 ②令和6年度予算(案)について

令和6年度予算(案)について

(歳入)

(単位:千円)

款	項	目	計	区分	金額	説明
補助金	補助金	補助金	6,684	国補助金	6,684	地域公共交通確保維持改善事業(あいのリタクシー等)補助金
諸収入	諸収入	雑入	1		1	利息
合計			6,685		6,685	

(歳出)

(単位:千円)

款	項	目	計	本年度の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源		一般財源			
				国県支出金	その他				
一般会計繰出金			6,685	6,684	1	0	6,685		
	一般会計繰出金	一般会計繰出金	6,685	6,684	1	0	6,685	市へ納入 地域公共交通確保維持改善事業(あいのリタクシー等)補助金及び利息	
合計			6,685	6,684	1	0	6,685		

(2) 協議事項 ③朝倉市地域公共交通計画（生活確保維持改善計画）の策定について

補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表

実施主体	運行系統名	起点	経由地	終点	運行の態様	補助事業の活用	役割
朝倉市	矢野竹線		三奈木地区		区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	美奈宜の杜線		美奈宜の杜地区		区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	馬田線		馬田地区		区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	福城線		蜷城地区		区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	長湊線		大福地区		区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	上秋月・安川線		上秋月地区		区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	朝倉コース	老人福祉センター	恵蘇八幡	老人福祉センター	路線定期	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	朝倉コース（逆回り）	老人福祉センター	恵蘇八幡	老人福祉センター	路線定期	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	宮野コース	老人福祉センター	八坂	老人福祉センター	路線定期	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	宮野コース（逆回り）	老人福祉センター	八坂	老人福祉センター	路線定期	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	大庭コース	老人福祉センター	十文字	老人福祉センター	路線定期	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	大庭コース（逆回り）	老人福祉センター	十文字	老人福祉センター	路線定期	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	福成コース	老人福祉センター	余名持	老人福祉センター	路線定期	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	福成コース（逆回り）	老人福祉センター	余名持	老人福祉センター	路線定期	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	あいのり高木号		佐田地区、黒川地区		路線不定期 区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。

(備考)

- ・上記系統については、地域公共交通確保維持改善事業を活用し、継続的な運行を維持する必要があるものをまとめたもの。

(名称) 朝倉市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

朝倉市では、平成20年度に公共交通サービスの平準化及び持続可能な公共交通体系の構築を目的に、「朝倉市地域公共交通連携計画」を策定し、交通空白地区の解消や路線バスの廃止に伴う代替施策などを講じ、市民の生活交通を確保してきた。

しかしながら、人口減少や自家用車の普及、免許保有率の増加により、公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による路線の存続が厳しい状況にある。

市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要な移動手段を維持していくためには、「朝倉市地域公共交通網形成計画」の方針である、「持続可能な公共交通体系の実現」が不可欠であり、その具現化を目指して、地域公共交通確保維持事業に取り組む。

本市の公共交通の体系として、次の2つに大別できる。

- (1) 福岡都市圏や久留米中核都市圏への通勤・通学（大学生等）等の用に供される鉄道（甘木鉄道・西鉄甘木線）や幹線バス、高速バス等の広域的な生活交通。
- (2) 市域内での通学（高校生等）や通院、買い物、金融機関手続きなどの目的で利用する生活交通（市内広範に展開している路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー、スクールバスなど様々な公共交通）。

(1) に結節(接続)するための(2)の交通(ローカル線)のあり方及び市街地における移動手段の確保(市街地機能の充実)など、様々な課題がある中で、これらの生活交通を維持していくことが求められている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

地域公共交通総合連携計画で構築した公共交通体系を、将来にわたって維持・発展させていくためには、市域内の生活交通であるコミュニティバス（あいのりタクシー含む）の利用促進が不可欠であり、別表1記載の利用者数を目標とする取り組みを推進する。

- ①あいのりタクシー矢野竹線（廃止代替事業＋交通空白地区解消事業）
- ②あいのりタクシー美奈宜の杜線（廃止代替事業＋交通空白地区解消事業）
- ③あいのりタクシー馬田線（交通空白地区解消事業）
- ④あいのりタクシー福城線（交通空白地区解消事業）
- ⑤あいのりタクシー長湊線（廃止代替事業＋交通空白地区解消事業）
- ⑥あいのりタクシー上秋月・安川線（廃止代替事業＋交通空白地区解消事業）
- ⑦～⑭朝倉地域コミュニティバス事業（福祉バス代替＋交通空白地区解消事業）
- ⑮あいのり高木号（交通空白地区解消事業）

【路線毎の年度別目標利用者数】

別表 1

	①矢野竹	②美奈宜	③馬田	④福城	⑤長淵
令和5年度実績	1,287	4,645	664	1,057	1,910
令和7年度目標	1,300	5,500	650	1,350	2,000
令和8年度目標	1,300	5,500	650	1,350	2,000
令和9年度目標	1,300	5,500	650	1,350	2,000

	⑥上安	⑦～⑭ 朝コミ	⑮高木号
令和5年度実績	1,686	6,253	0
令和7年度目標	1,800	6,100	240
令和8年度目標	1,800	6,100	240
令和9年度目標	1,800	6,100	240

(2) 事業の効果

「幹線と支線」のネットワークを維持・改善することで、効率的、かつ合理的な公共交通体系が実現される。

また、各路線事業の維持・改善を図ることにより、市域全体での交通空白地区解消を図ることができ、交通弱者（高齢者等）の日常生活に必要な移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 広報紙及びホームページによる情報掲載（朝倉市）
- ・ 沿線地区住民にパンフレットの全戸配布（路線の変更がある場合等）（朝倉市）
- ・ 毎月の利用者数等実績を沿線コミュニティへ提供し情報共有を図る。（朝倉市）
- ・ 出前講座（あいのりタクシー利用方法等）の実施（朝倉市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

朝倉市から運行事業者への補助金額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・ 月別利用者数一覧表（利用便・行先集計表）を整理し、乗降調査（OD表）の作成を行うことにより、利用状況等を分析する。
- ・ モニタリング調査、アンケートを実施し、事業に対する意識調査をする。
- ・ 利用促進及び運行内容の改善に関する三者協議（地域、運行事業者、市）の場を必要に応じ設ける。
- ・ 運行サービス水準の統一基準に基づき、運行便数等の改善（便数、時間帯、運行日等）を行う。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <u>【貨客混載</u>

導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

【令和元年度】

- 令和元年6月27日 (第1回) 生活交通確保維持改善計画協議合意
- 令和元年10月30日 (第2回) コミュニティバス事業の改善及び変更について協議
- 令和2年1月20日 (第3回) 事業評価・コミュニティバス委託業者について承認

【令和2年度】

- 令和2年7月27日 (第1回) 生活交通確保維持改善計画協議合意
- 令和2年11月27日 (第2回) コミュニティバス事業の改善及び変更について協議
コミュニティバス委託業者について承認
- 令和3年1月22日 (第3回) 事業評価について承認

【令和3年度】

- 令和3年6月24日 (第1回) 生活交通確保維持改善計画協議合意
- 令和3年11月29日 (第2回) コミュニティバス事業の改善及び変更について協議
- 令和4年1月18日 (第3回) 事業評価について承認
コミュニティバス委託業者について承認

【令和4年度】

- 令和4年6月30日 (第1回) 生活交通確保維持改善計画協議合意
- 令和4年11月28日 (第2回) コミュニティバス事業の改善及び変更について協議
- 令和5年1月27日 (第3回) 事業評価について承認

【令和5年度】

- 令和5年6月26日 (第1回) 生活交通確保維持改善計画協議合意
- 令和5年9月29日 (第2回) コミュニティバス事業の改善及び変更について協議
- 令和5年12月21日 (第3回) コミュニティバス事業の改善及び変更について協議
- 令和6年2月5日 (第4回) 事業評価について承認

【令和6年度】

- 令和6年6月26日 (第1回) 地域公共交通計画協議

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・地域公共交通活性化協議会の構成員として市民又は利用者代表7人の参画を得て、本計画に関する協議を行った。
- ・あいのりタクシー等の運行に関する利用者アンケート調査を実施している。

令和7年度申請における令和7～9年度の目標設定の考え方

【単位:人】

路線名	R2年度実績	R3年度実績	R4年度実績	R5年度実績	直近2ヶ年度平均 (a)	直近2ヶ年度増減率 (b)	(a)×(b)	R7年度目標値	R8年度目標値	R9年度目標値
1 矢野竹線	1,779	1,196	1,287	1,287	1,287	100.0%	1,287	1,300	1,300	1,300
2 美奈宜の杜線	3,812	3,319	3,435	4,645	4,040	135.2%	5,463	5,500	5,500	5,500
3 馬田線	759	691	705	664	685	94.2%	645	650	650	650
4 福城線	857	704	690	1,057	874	153.2%	1,338	1,350	1,350	1,350
5 長湊線	2,331	2,242	1,801	1,910	1,856	106.1%	1,968	2,000	2,000	2,000
6 上秋月・安川線(SB含む)	1,924	1,786	1,526	1,686	1,606	110.5%	1,774	1,800	1,800	1,800
7 朝倉地域コミュニティバス	7,199	6,520	6,729	6,253	6,491	92.9%	6,032	6,100	6,100	6,100
8 あいのり高木号	/	/	/	/	/	/	/	240	240	240
計	18,661	16,458	16,173	17,502	16,838	98.3%	18,507	18,940	18,940	18,940

※令和7年度申請：補助対象期間 R6.10.1～R7.9.30

目標設定の考え方

直近2ヶ年の平均値と増減率を基に令和7年度からの3ヶ年間の目標値を設定。

コミュニティバス・路線バス沿線における人口推移

路線名		沿線コミュニティ	区分	H29年 5月末①	R1年 5月末	R6年 5月末②	増減 ②-①	
コミュニティバス	1	上秋月・安川線	上秋月	人口	912	859	745	-167
				(うち65歳以上)	384	380	356	-28
			安川	人口	1,794	1,660	1,510	-284
				(うち65歳以上)	725	713	729	4
	2	馬田線	馬田	人口	4,280	4,249	3,974	-306
				(うち65歳以上)	1,265	1,293	1,338	73
	3	福城線	福田	人口	2,649	2,614	2,334	-315
				(うち65歳以上)	909	945	892	-17
			蜷城	人口	1,791	1,707	1,531	-260
				(うち65歳以上)	675	678	663	-12
	4	矢野竹線	三奈木	人口	3,239	3,113	2,760	-479
				(うち65歳以上)	1,227	1,268	1,206	-21
	5	美奈宜の杜線	美奈宜の杜	人口	669	666	738	69
				(うち65歳以上)	385	393	409	24
	6	長湊線	金川	人口	2,939	2,868	2,695	-244
				(うち65歳以上)	975	1,007	1,032	57
			大福	人口	3,967	3,862	3,501	-466
				(うち65歳以上)	1,487	1,532	1,487	0
	7	朝倉地域 コミュニティバス	朝倉	人口	1,680	1,633	1,455	-225
				(うち65歳以上)	669	670	653	-16
宮野			人口	2,426	2,312	2,115	-311	
			(うち65歳以上)	866	865	875	9	
8	あいのり スクールバス	高木	黒川線に記載					
			黒川線に記載					
9	黒川線	久喜宮	人口	1,842	1,710	1,558	-284	
			(うち65歳以上)	609	613	612	3	
		志波	人口	1,361	1,284	1,098	-263	
			(うち65歳以上)	560	572	561	1	
		高木	人口	373	289	191	-182	
			(うち65歳以上)	225	179	120	-105	
10	杷木東部線	杷木	人口	2,969	2,810	2,505	-464	
			(うち65歳以上)	1,001	996	1,012	11	
		松末	人口	682	554	364	-318	
			(うち65歳以上)	283	235	175	-108	
11	秋月線	秋月	人口	775	745	637	-138	
			(うち65歳以上)	357	328	296	-61	
12	甘木幹線 市街地循環線 田主丸線	甘木	人口	9,714	9,627	9,271	-443	
			(うち65歳以上)	2,740	2,817	2,898	158	
		立石	人口	10,373	10,564	11,286	913	
			(うち65歳以上)	2,294	2,452	2,732	438	
朝倉市		人口		54,435	53,126	50,268	-4,167	
		(うち65歳以上)		17,636	17,936	18,046	410	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

2024年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運行 日数	計画運 行回数	再 編 特 別 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
	安全タクシー側	(1) 矢野竹線		三奈木地区		往 km 復 km	294日	840回		区域	①②(2)	甘木鉄道のと甘木 駅にて接続	③
	安全タクシー側	(2) 美奈宜の杜線		美奈宜の杜地区		往 km 復 km	294日	2,370回		区域	①②(2)	甘木鉄道のと甘木 駅にて接続	③
	安全タクシー側	(3) 馬田線		馬田地区		往 km 復 km	148日	500回		区域	①②(2)	甘木鉄道のと甘木 駅にて接続	③
	安全タクシー側	(4) 福城線		緒城地区		往 km 復 km	146日	640回		区域	①②(2)	甘木鉄道のと甘木 駅にて接続	③
	矢野タクシー側	(5) 長淵線		大福地区		往 km 復 km	294日	1,330回		区域	①②(2)	甘木鉄道のと甘木 駅にて接続	③
	矢野タクシー側	(6) 上秋月・安川線		上秋月地区		往 km 復 km	294日	1,110回		区域	①②(1)	甘木鉄道のと甘木 駅にて接続	③
	矢野タクシー側	(7) 朝倉コース	老人福 祉セン ター	恵蘇八幡	老人福 祉セン ター	(循環) 20.3km	294日	588回		路線定期	①②(1)	西鉄バスの甘木幹 線と比良松バス停 にて接続	③
	矢野タクシー側	(8) 朝倉コース(逆回り)	老人福 祉セン ター	恵蘇八幡	老人福 祉セン ター	(循環) 20.3km	294日	588回		路線定期	①②(1)	西鉄バスの甘木幹 線と比良松バス停 にて接続	③
	矢野タクシー側	(9) 宮野コース	老人福 祉セン ター	八坂	老人福 祉セン ター	(循環) 19.9km	294日	588回		路線定期	①②(1)	西鉄バスの甘木幹 線と比良松バス停 にて接続	③
	矢野タクシー側	(10) 宮野コース(逆回り)	老人福 祉セン ター	八坂	老人福 祉セン ター	(循環) 19.9km	294日	588回		路線定期	①②(1)	西鉄バスの甘木幹 線と比良松バス停 にて接続	③
	矢野タクシー側	(11) 大庭コース	老人福 祉セン ター	十文字	老人福 祉セン ター	(循環) 20.4km	294日	588回		路線定期	①②(1)	西鉄バスの甘木幹 線と比良松バス停 にて接続	③
	矢野タクシー側	(12) 大庭コース(逆回り)	老人福 祉セン ター	十文字	老人福 祉セン ター	(循環) 20.4km	294日	588回		路線定期	①②(1)	西鉄バスの甘木幹 線と比良松バス停 にて接続	③
	矢野タクシー側	(13) 福成コース	老人福 祉セン ター	余名持	老人福 祉セン ター	(循環) 23.5km	294日	588回		路線定期	①②(1)	西鉄バスの甘木幹 線と比良松バス停 にて接続	③
	矢野タクシー側	(14) 福成コース(逆回り)	老人福 祉セン ター	余名持	老人福 祉セン ター	(循環) 23.5km	294日	588回		路線定期	①②(1)	西鉄バスの甘木幹 線と比良松バス停 にて接続	③
朝倉市		(15) あいのり高木号		高木地区 黒川地区		往 30.1 km 復 30.1 km	99日	297回		路線不定 期 区域	①②(1)	西鉄バスの甘木幹 線と十文字バス 停、杷木バス停に て接続	①

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特別措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	朝倉市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	37,367
交通不便地域等	24,870

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
17,776	杷木地域(旧杷木) 朝倉地域(旧朝倉町)	過疎法
768	上秋月地区	山村振興法
183	高木地区	山村振興法
6,143	甘木地区 馬田地区の一部、福田地区の一部、 蟠城地区の一部、金川地区の一部、 三奈木地区の一部、美奈宜の杜地区の一部	局長指定

・地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
地域公共交通計画	平成27年3月13日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)